

公告第9号

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則（昭和54年規則第20号）第96条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 美浦喜明

1 入札に付する事項

(1) 業務名 可燃ごみ搬送業務

(2) 業務場所 ①コンテナ積込み場所
遠賀・中間リレーセンター
(遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1)

②廃棄物搬送先

北九州市清掃工場

- ・皇后崎工場（北九州市八幡西区夕原町2番1号）
- ・日明工場（北九州市小倉北区西港町96番地の2）
- ・新門司工場（北九州市門司区新門司三丁目79番地）

(3) 業務内容 遠賀・中間リレーセンターに集積された廃棄物を当組合が所有する専用コンテナに積載後、受託者が用意した搬送車両で北九州市清掃工場へ搬送する業務。

①業務日

廃棄物の搬送は月曜日から土曜日までとし、日曜日、祝日及び搬送先の受入休止日は、原則、搬送を行わないこととするが、ごみ処理計画上及び遠賀・中間リレーセンターの管理運営上、搬送が必要と判断した場合は、この限りではない。

②搬送先の受入時間

- ・皇后崎工場 8：30 ～ 9：20
11：10 ～ 12：00
13：30 ～ 14：20
16：00 ～ 17：00
- ・日明工場 6：00 ～ 17：00
- ・新門司工場 6：00 ～ 20：00

③搬送量

1コンテナ当たりの積載量は、約6.5tで、1日の搬送必要回数は、令和10年度で延べ15回程度の見込みで、年間の搬出予定量については、

30,000 t 程度の見込み

(4) 業務期間 令和10年4月1日から令和20年3月31日まで

(5) 予定価格 単価 2,173円/t (消費税及び地方消費税を除く。)

※遠賀・中間リレーセンター(遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1)から皇后崎工場(北九州市八幡西区夕原町2番1号)に搬入した場合の1tあたりの単価。

※日明工場(北九州市小倉北区西港町96番地の2)新門司工場(北九州市門司区新門司三丁目79番地)の単価については別紙契約方法等の特記事項参照

(6) 最低制限価格 なし

2 入札参加資格

申込時において、次の条件を満たすこと。

なお、入札及び契約締結時においても同様とする。

- (1) 北九州市の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を有すること。
- (2) 北九州市の区域内に主たる事業所を有すること。
- (3) 北九州市の区域内が主たる営業エリアであること。
- (4) 北九州市以外の自治体から北九州市が管理する廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入した実績があること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の入札日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (6) 遠賀・中間地域広域行政事務組合建設工事その他の契約に係る登録業者の指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係において関連がない者であること。
- (8) 国税、県税、地方税の未納がないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 入札参加を希望する者の役員等(法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。)が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者。

- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと認められる者。
- ウ 暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- オ 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者。

3 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

遠賀郡遠賀町大字今古賀603番地の1
遠賀・中間地域広域行政事務組合 総務課財政係
電話番号 093-293-3581
FAX 093-293-2162

(2) 業務に関すること

遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1
遠賀・中間リレーセンター
電話番号 093-282-5341
FAX 093-282-5394

4 入札参加申請手続

- (1) 入札参加を希望する者は、応募書類を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 受付期間
令和8年4月1日(水)から令和8年4月15日(水)まで。
受付時間：8時30分～17時15分まで。
- (3) 受付場所：3の(1)の部署とする。
- (4) 応募書類の内容
 - ① 入札参加資格審査申請書
 - ② 営業に必要な許可証、認可証等の写し
 - ③ 商業登記簿謄本の写し
 - ④ 過去3年分の申告済決算報告書
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書
 - ウ 株主資本等変動計算書(作成していない場合は提出不要)
 - エ 個別注記表(作成していない場合は提出不要)

- オ キャッシュフロー計算書（作成していない場合は提出不要）
- カ 計算書類の附属明細書（作成していない場合は提出不要）
- キ 事業概況書
- ク 事業概況の附属明細書（作成していない場合は提出不要）
- ケ 法人税申告書
- コ 勘定科目内訳明細書

- ⑤ 国税、県税、地方税の滞納がないことの証明書の写し
 - ⑥ 印鑑証明書の写し
 - ⑦ 委任状（支店等で登録する場合のみ）
 - ⑧ 資本関係・人的調書（様式第7号）
 - ⑨ 営業実績表（令和8年3月31日現在において過去2年間の実績）
 - ⑩ 誓約書（様式第8号）
 - ・応募書類の提出は、郵送又は持参によるものとする。
 - ・申込の際に、入札参加資格確認通知書を送付するための返信用封筒を提出すること。
 - ・返信用封筒の表には、申込者の郵便番号、住所、商号及び担当者名を記載し、110円切手を貼付しておくこと。
 - ・提出書類作成にかかる費用は応募者の負担とする。
- (5) 入札参加資格の確認の結果は、入札参加資格確認通知書により、令和8年4月21日（火）に発送、通知する。
- (6) 申請書及び資料の受付配布等
申請書及び資料の様式等の配布は、この公告の日から令和8年4月15日（水）17時15分まで、遠賀・中間地域広域行政事務組合ホームページにて行う。

5 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、入札参加無資格理由の説明を求める申請書により、組合に対してその理由の説明を求めることができる。
- (2) 説明を求める場合は、令和8年5月7日（木）の17時15分までに申請書を提出しなければならない。
なお、申請書は持参とし、提出先は3の(1)の部署とする。
- (3) 説明を求められたときは、令和8年5月12日（火）17時15分までに説明を求める者に対して、入札参加無資格理由説明書により回答するものとする。

6 仕様書に関する質疑及び回答

質疑がある場合は、令和8年5月7日（木）17時15分までに上記3の(2)の部署までFAXで連絡することとする。（様式は任意とする）

なお、送信後は、電話で送信した旨を連絡することとする。

質疑書に対する回答は、令和8年5月12日（火）17時15分までにFAXで入札参加資格が認められた者に回答するものとする。

7 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札

① 日時

令和8年5月15日(金) 14時00分

② 場所

遠賀郡遠賀町大字今古賀603番地の1

遠賀・中間地域広域行政事務組合庁舎2階第1会議室

③ 入札開始時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

④ 入札参加申請が無い場合、若しくは入札参加者全員が辞退したときは入札を中止する。

⑤ 入札保証金は、免除する。

⑥ 入札参加業者数及び入札者名の入札前における事前公表は行わない。 契約締結後に公表する。

⑦ 入札者(代理人)以外の入札会場への立入は認めない。

⑧ 入札参加資格確認通知書又はその写しを持参すること。

(2) 入札の方法

① 代理人による入札の場合は、入札前に委任状(入札用)を提出すること。

② 入札回数は、1回とする。

③ 遠賀・中間リレーセンター(遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1)から皇后崎工場(北九州市八幡西区夕原町2番1号)に搬入した場合の1tあたりの単価で入札に付し、予定価格以内で最低金額を提示したものを落札者とする。入札金額は、1t当たりの円単位の単価を記載するものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 入札書の氏名欄について

代表者が出席の時・・・代表者名の記入と押印(入札参加資格審査申請書2の使用印欄で届け出た印鑑を押印)すること。

代理人が出席の時・・・代理人名の記入と押印(委任状(入札用)の代理人使用印欄で届け出た印鑑(私印)を押印)すること。

⑤ 入札書は封筒に入れて提出することとする。入札書の封筒の表には、入札件名と「入札書」という文字を記載し、のり付け厳封の上、入札参加者の印鑑で封印すること。

(3) 入札の無効

- ① 金額の記載のないとき。
- ② 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
〔注〕 上記の条件とは、同一入札に参加する複数の者の関係が、資本関係又は人的関係がある場合を含む。
- ③ 同一入札者が2以上の入札をしたとき。
- ④ 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。
- ⑤ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき。
〔注〕 入札書を封入の際に記名または押印漏れがないか、十分確認すること。
特に代理人（委任状を提出する場合）が入札者となる場合、代理人の記名押印漏れについても入札が無効となるため十分確認すること。
入札後の押印、署名等は一切認めず無効とする。
- ⑥ 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。
- ⑦ 予定価格を超える入札をした場合。
- ⑧ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札。
- ⑨ 入札参加資格があると確認された者であっても、入札の際において入札参加資格が無いと認めた者の入札。
- ⑩ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(4) 開札

入札後その場にて、直ちに開札する。

(5) 落札の決定

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低の価格が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじにより落札者を決定する。

8 契約の締結

落札者は、入札後速やかに契約を締結するものとし、契約保証金を預託しなければならない。
ただし、落札者が契約を締結しなかった場合は、落札単価に1年間の予定搬送数量及び消費税の率を乗じた額の100分の5に相当する違約金を徴収するものとする。

9 契約保証金

落札者は契約単価（皇后崎工業）に1年間の予定搬送数量及び消費税の率を乗じた額の100分の10以上の契約保証金を現金及び小切手（銀行振出分）により納めなければならない。

ただし、遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則第79条及び遠賀・中間地域広域行政事務組合契約事務運用要綱第79条関係の規定に該当する場合は、納付を免除することができる。

なお、契約保証金は業務履行期間を1年経過した後、速やかに返還するものとする。

10 支払いの条件

毎月払いとする。

11 その他

- (1) 業務の履行の全部または主要な部分を一括して他の者に委託しないこと。
- (2) 提出された資料は、返却しない。
- (3) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 現場説明会は、実施しない。

提出書類一覧表

No.	提出書類及び記載要領	様式	写
1	入札参加資格審査申請書 ・許認可登録、営業経歴欄において記入スペースが不足する場合は、「別紙添付」に記入して提出すること。	当組合様式	不可
2	営業に必要な許可証、認可証等 ・北九州市の一般廃棄物、産業廃棄物許可証	任意	可
3	商業登記簿謄本（個人の場合は、身分証明書） ※履歴事項全部証明書	任意	可
4	過去3年分の申告済決算報告書 ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表 ⑤キャッシュフロー計算書 ⑥計算書類の附属明細書 ⑦事業概況書 ⑧事業概況の附属明細書 ⑨法人税申告書 ⑩勘定科目内訳明細書 ※③、④、⑤、⑥、⑧（作成していない場合は提出不要）	任意	可
5	納税証明書 以下3種類必ず <u>未納及び滞納のない</u> 証明書を提出。 ① 国税「法人税（個人の場合は所得税）」・「消費税及び地方消費税」 ② 都道府県税「法人県民税（法人のみ）」・「事業税」 ③ 市町村税「納税義務のあるもの」 ※②・③については、登録先の事業所分を提出すること。	任意	可
6	印鑑証明書	任意	可
7	委任状（支店等で登録する場合のみ）	当組合様式	不可
8	資本関係・人的調書（様式第7号）	当組合様式	不可
9	営業実績表（項目を満たせば他様式でも可） ・過去2年の官公庁からの請負実績。官公庁からの請負実績が無い場合は民間の請負金額の大きい順に記載すること。	当組合様式	不可
10	誓約書（様式第8号）	当組合様式	不可
11	返信用封筒（110円切手を貼付）		

注意事項

- 文字は楷書で明確に書いて下さい。ゴム印を使用できる箇所は使用してもかまいません。
- No. 2・3・5・6は、それぞれの発行官公庁において定めた様式によるものとし、No. 2については、申請日直近のもの。
No. 3・5・6は、証明年月日が令和8年2月1日以降のものを使用して下さい。
一覧の様式欄に記載の「当組合様式」については、当組合の独自様式であり、参考様式を添付しておりますので、様式に添って提出してください。

入札参加資格審査申請書
(可燃ごみ搬送業務)

遠賀・中間地域広域行政事務組合が発注する可燃ごみ搬送業務入札参加資格の審査を申請いたします。

なお、入札参加資格の要件をすべて満たしていること並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月

遠賀郡遠賀町大字今古賀603番地の1
遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 美浦 喜明 様

申請者

フリガナ		電話番号	
所在地	〒	FAX番号	
フリガナ			実印
商号又は名称			
フリガナ			
代表者指名			

1 受任者 (組合と契約を締結する支店又は営業所)

フリガナ		電話番号	
所在地	〒	FAX番号	
フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			
代表者指名			

2 使用印鑑 (入札、見積り、契約締結等に実際使用する印鑑を鮮明に捺印して下さい。)

使用印鑑

3 従業員数

総従業員数	名
支店又は営業所従業員数	名
大型免許所持従業員数	名

4 車輛運行台数

※書類提出日に所有若しくは使用者となり運行している車両があれば台数等を記載してください。（総重量の大きなものから記載してください。）

t 車	台	t 車	台
t 車	台	t 車	台
t 車	台	t 車	台

5 営業経歴

明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	
明・大・昭・平・令 年 月 日	

営業開始年月日、組織の変更、合併、営業の休止、再開、商号若しくは名称の変更等その他重要な事項について記載すること。

6 許認可登録

許認可登録を受けているものがあれば記入して下さい。

委任状（支店登録用）

令和 年 月 日

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 美浦 喜明 様

委任者

住 所

商 号 等

代表者氏名

印

私は、下記のとおり代理人を定め、可燃ごみ搬送業務の入札等に関する権限を委任します。

受任者 住 所

商 号 等

代表者氏名

受任期間 自 令和 8 年 月 日

至 令和 20年 3月 31日

- 受任事項
1. 見積、入札、契約締結ならびに納品、業務履行に関する件
 2. 代金の請求ならびに受領に関する件
 3. 入札保証金及び契約保証金の納付、還付請求ならびに受領に関する件
 4. その他、前各号に付帯する一切の権限

受任者使用印鑑



※ 申請書の使用印鑑と同一であること。

(様式第7号)

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者 印

申請日現在において、他の遠賀・中間地域広域行政事務組合競争入札参加有資格者との資本関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係 あり なし (どちらかに○印)

2 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	

3 人的関係に関する事項

役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

※ 上記内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載した調書を速やかに総務課財政係に提出すること。

営業実績表

大 分 類				中 分 類				小 分 類			
番号	3	名称	役務提供	番号	6	名称	運送業務	番号	1	名称	運送業務
注 文 者			元 請・下 請 の 区 分	物 品 販 売 実 績 又 は 業 務 請 負 実 績				契 約 金 額 (千 円)		契 約 年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	

※ 記入要領

1. この表は、運送事業に関する実績について作成すること。
2. この表には、直前2か年間に於いて官公庁関係から受注した主な業務について記入し、官公庁実績が僅か若しくは無い場合は、他の受注実績も受注金額の大きなものから記入すること。

(様式第8号)

誓 約 書

遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事 様

可燃ごみ搬送業務の一般競争入札に係る入札参加資格確認申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、当該誓約事項に反することが判明した場合は、この申請及び入札を無効とされても異議はありません。

記

1. 入札参加資格確認申請書及び提出資料等について、事実と相違ないこと。
2. 入札公告に記載された当該案件の入札参加資格をすべて満たしていること。

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

入札書

令和8年5月15日

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 美浦喜明 様

住所
商号等
入札人氏名
(代理人氏名)

印

単価契約	万	千	百	十	円	/t

上記の入札金額は、皇后崎工場に搬送した場合で見積もった1tあたりの契約希望金額の110分の100の金額です。(消費税抜き)

業務名 可燃ごみ搬送業務

業務場所 遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1【遠賀・中間リレーセンター】
北九州市八幡西区夕原町2番1号【皇后崎工場】

上記金額をもって請負いたしたく、遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則を遵守し入札いたします。

入札書（記載例）

令和〇〇年〇月〇日

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 美浦喜明 様

1. 入札に参加される方の氏名を記入します。

住 所 〇〇郡〇〇町〇〇番地
商 号 等 〇〇〇〇株式会社
入札人氏名 △△ △△
(代理人氏名)

印

単価契約	万	千	百
	¥	○	○

2. 入札に代表者が参加される場合は、入札参加資格審査申請書の2使用印鑑で届け出た印鑑を押印してください。
3. 代理人が入札に参加する場合は、別紙委任状の代理人使用印欄に押印した印鑑を押印してください。

上記の入札金額は、皇后崎工場に搬送した場合で見積もった1tあたりの契約希望金額の110分の100の金額です。(消費税抜き)

業 務 名 可燃ごみ搬送業務

業 務 場 所 遠賀郡岡垣町大字糠塚103
北九州市八幡西区夕原町2

4. 消費税抜きの金額を記入してください。
なお金額は予定価格を超えない金額を記載します
予定価格を超える場合無効となります、ご注意ください。

上記金額をもって請負いたしたく、遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則を遵守し
入札いたします。

委任状

(入札用)

令和8年5月15日

遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 氏 名

代理人

使用印

記

履行場所 遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1【遠賀・中間リレーセンター】
北九州市八幡西区夕原町2番1号【皇后崎工場】

件 名 可燃ごみ搬送業務

委任状 (記載例)

(入札用)

令和〇〇年〇月〇日

1.入札に代表者が参加出来ない場合は委任状が必要となります。代表者が参加される場合は提出の必要はありません。

遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事 様

委任者 住所 〇〇郡〇〇町〇〇番地

2.住所、商号又は名称、代表者の氏名を記入し、入札参加資格審査申請書の2 使用印鑑で届け出た印鑑を押印します。

号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇

印

私は、次の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 氏 名 △△ △△

3.入札に参加される方(代理人)の氏名を記入し、代理人使用印(私印)を押印します。

代理人
使用印

記

履行場所 遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1【遠賀・中間リレーセンター】
北九州市八幡西区夕原町2番1号【皇后崎工場】

件 名 可燃ごみ搬送業務

入 札 辞 退 届

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代 表 理 事 美 浦 喜 明 様

入 札 件 名 可燃ごみ搬送業務

上記の入札について、入札参加申請を行いましたが、下記により辞退いたします。

辞 退 理 由

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名

印

遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則第79条（契約保証金）

- 1 契約担当者は、組合と契約を締結する者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。
 - (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方が過去2年の間に組合と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売り払い代金が即納されたとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 2 契約保証金の納付は、国債のほか次に掲げる担保の提供をもって変えさせることができる。
 - (1) 鉄道債券、その他の政府保証債
 - (2) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
 - (3) 代表理事が確実と認める社債
 - (4) 銀行又は代表理事が確実と認める金融機関が引受保証した手形
 - (5) 銀行又は代表理事が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- 3 契約の相手方が入札の際、入札保証金又はこれに変わる担保を納付又は提供している場合は、これをを契約保証金又は担保に充当することができる。
- 4 契約内容の変更により契約金額の3割以上の増減額を生じたときは、これに相当する契約保証金又はこれに変わる担保を追加して、納付若しくは提供させ又は契約の相手方の請求によりこれに相当する金額又は担保を還付するものとする。
- 5 契約保証金又はこれに変わる担保は、当該契約の履行後還付する。

遠賀・中間地域広域行政事務組合契約事務運用要綱第79条関係

- 1 1件の契約金額が1,000万円未満について、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。
- 2 第1項第1号の履行保証保険契約の締結以外に、次に掲げる保証の提供をもって契約保証金の納付に代えさせることができる。
 - (1) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証（履行ボンズ）契約を締結したとき。
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 第1項第1号の履行保証保険契約に係る保証（保険金額）金額は、契約保証金の額（契約金額の100分の10以上）であること。
- 4 第1項第2号中「組合」とは、組合以外の地方公共団体又は国を含むものであること。「種類」とは、建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）別表の区分の種類をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「数回以上」とは、「2回以上」を意味するものであること。「規模を同じくする」とは、建設工事については、等級別に格付されている場合は、格付区分の金額の範囲を、その他の業務にあつては、当該入札に係る見積金額の2割に相当する金額より高い金額又は低い金額の範囲をいうものであること。
- 5 組合以外の地方公共団体との間における契約について、その者が過去2年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したか否かは、当該発注者の証明書（別紙様式）を提出させ確認すること。